**群馬県内市町村におけるパートナーシップ宣誓制度の宣誓者の皆様へ**

　市町村でパートナーシップの宣誓を行った方は、「ぐんまパートナーシップ宣誓受領カード」を簡単にお申し込みいただけます。

　※ぐんまパートナーシップ宣誓制度については、県HP（https://www.pref.gunma.jp/page

/4108.html）をご確認ください。

【ぐんまパートナーシップ宣誓受領カードでできること】

　○県営住宅及び県内２４市町村の公営住宅に、家族と同様に入居申込ができます。

　○県内５３医療機関及び茨城県・栃木県の一部医療機関において、面会などで家族同様のサービスを受けることできます。

　※サービス内容は、県HP（https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/145655.pdf）

　　をご確認ください。

１．申し込み方法

　（１）ぐんま電子申請受付システムから申し込み

⇒https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList\_detail.action?tempSeq=11030

　　※２で示す必要書類を電子ファイル（ＰＤＦ）化して添付する必要があります。

　（２）郵送による申し込み

　　⇒〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 生活こども課人権同和係あて郵送。

　　※２で示す必要書類をコピーして添付する必要があります。

　　※郵送の際には、確実に書類が届く方法（簡易書留等）で郵送してください。

　　　事故防止のため、普通郵便による郵送は受付できません。

　（３）来庁による申し込み

　　⇒群馬県庁12階生活こども課にて申込。

　　※受領カードの準備等があるため事前予約が必要です。生活こども課（℡027-897-2687）までご連絡ください。

２．申込必要書類

　（１）市町でパートナーシップ宣誓を行った際、交付された書類及びカードの写し

　　※宣誓者お二人の住所、氏名、生年月日、市町村での宣誓日を確認するために必要です。

　　※県に申し込んだ際、市町村での宣誓時（または変更申請時）と同じ住所であることが必要です。

　（２）本人確認書類

　　⇒運転免許証や顔写真のある身分証明書等

　（３）ぐんまパートナーシップ宣誓受領カード交付申請書　※郵送の場合のみ必要

　　⇒本案内書の裏面の必要事項に記載の上、（１）及び（２）と共に同封してください。

３．交付方法

　（１）電子及び郵送による申請の場合

　　交付申請受付後、概ね2週間以内に県から簡易書留で申請者あてカードを郵送します。

　　なお、カード記載事項は職員が代筆します。

　（２）直接来庁して申請する場合

　　即日交付されます。なお、カード記載事項については自筆していただきます。

　　※（１）（２）とも、記載される日付は市町での宣誓日となります。

４．問い合わせ先

　群馬県生活こども課人権同和係　℡:027-897-2687 E-mail:seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

ぐんまパートナーシップ宣誓受領カード交付申請書

年　月　日

　「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」に基づく受領カードについて、以下のとおり申し込みます。

**１．申請者情報**

　（１）交付申請者

　　①氏名：　　　　　　　　　　　（通称：　　　　　　　　　　　）

　　②住所：

　　③生年月日：

　　④電話番号：　　　　　　　　　　　　　　※日中連絡可能な番号

　　⑤メールアドレス：　　　　　　　　　　　※アドレスがある場合

　（２）パートナー

①氏名：　　　　　　　　　　　（通称：　　　　　　　　　　　）

　　②住所：

　　③生年月日：

　※通称は使用希望がある場合のみ記載してください。

**２．ぐんま結婚応援パスポート（コンパス）交付希望の有無**

　□ぐんま結婚応援パスポートの交付を希望します。

　□ぐんま結婚応援パスポートの交付を希望しません。

　※市町での宣誓時に交付されている場合は、「希望しない」にチェックしてください。

【ぐんま結婚応援パスポート】

ぐんま結婚応援パスポート（通称：コンパス）は、新婚やこれから結婚を予定しているカップル（ぐんまパートナーシップ宣誓者含む）に無料配付されるカードです。

協賛店舗で提示すると、店舗のご厚意により割引やプレゼントなど、さまざまな特典サービスを受けられます。

詳しくは公式サイト（https://smilelife.pref.gunma.jp/konpass/about/）をご覧ください。